

○常総衛生組合一般職の職員の給与に関する規則

〔昭和61年3月29日〕

〔常総衛生組合規則第2号〕

改正 平成14年2月28日 組合規則第3号 平成14年11月21日 組合規則第7号

平成27年8月10日 組合規則第1号 令和3年3月2日 組合規則第1号

第1条 常総衛生組合一般職の職員の給与に関する規則については、常総市職員の給与に関する規則（昭和38年水海道市規則第17号）の例による。

第2条 この規則の第6条第1項の別表第1を次のとおりとする。

別表第1（第6条関係）

管 理 職 手 当

職	支 給 額
事 務 局 長	80,000円
参 事	65,000円
課 長	60,000円
副 参 事	50,000円
課 長 補 佐	45,000円

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成14年組合規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年組合規則第7号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成27年組合規則第1号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和3年組合規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。